

第33回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和元年7月1日（月）午後1時30分から午後3時45分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

青木政浩，井上幸治，桑原永多郎，小島健，小森正悟，出口博章，永野圧彦，真鍋和生，三浦孝雄，三宅裕樹（五十音順，敬称略）

(2) 説明者

刑事首席書記官，裁判員調整官，刑事部主任書記官，裁判員係長，刑事部書記官，総務課課長補佐

(3) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課長

4 議事

(1) 新所長のあいさつ

(2) 新委員の紹介

（新委員）桑原永多郎，出口博章，真鍋和生

(3) 委員長の選任

(4) 委員長あいさつ

(5) 前回の岐阜地方裁判所委員会の振返り

総務課長から前回の岐阜地方裁判所委員会を踏まえた岐阜地方裁判所における取組状況について説明した。説明要旨は，別紙1のとおり。

(6) 裁判員制度及び岐阜地方裁判所の現状説明並びに意見交換

刑事首席書記官が裁判員制度及び岐阜地方裁判所の現状について説明し，続

いて、総務課課長補佐が裁判員制度の広報活動について説明した。その後、裁判員の選任手続（模擬）及び裁判員法廷等の見学を実施したのち、質疑応答を行った。引き続き実施された意見交換の要旨は、別紙2のとおり。

5 次回期日

令和2年1月9日（木）午後1時30分から

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙1)

前 回 の 振 返 り の 要 旨

(総務課長)

前回の岐阜地方裁判所委員会では、「岐阜地方裁判所における広報活動」を議題にしたところ、委員の方からは、アンケートを実施して、見学者が何を求めているのかを分析し、より満足度の高い企画を提供していくことが必要であるなど、貴重なご意見を頂いた。

これらの意見を踏まえて、裁判所を見学いただいた企業や社会人、学生等に対しアンケートを実施することとした。今後はアンケート結果をもとに、より見学者のニーズに沿った企画を実施するとともに、新たな見学者の開拓につなげていけるように取り組んでいるところである。

(別紙 2)

意見交換の要旨

(委員長)

裁判員制度は、平成 21 年 5 月に施行され、10 年を経過した。裁判員制度全般に関する感想を委員の方に伺いたい。

(A 委員)

本日、裁判員の模擬選任手続の様子や裁判員裁判の関連施設を見せていただいた。非常に興味深く、是非、裁判員として裁判員裁判に参加したいと思った。

ただ、裁判員に選ばれた場合に、実際に何を行うのか分からず、不安を有している方も多い。それが、辞退率の上昇につながっているのではないかと思う。

また、本日の説明により、裁判員 10 周年の記念広報として、様々な企画を実施されていることは分かった。

しかし、個人的な感想ではあるが、そのような企画が行われているという情報に接する機会も少なく、より積極的に情報を発信していく必要があるのではないかと感じた。裁判員裁判で何を行っているかを知る機会が多ければ、より多くの方に参加してもらえるのではないか。

(B 委員)

私も、裁判員として裁判員裁判に参加したいと思っていた。

もともと、本日の説明にもあった選任率からすると、実際に選ばれることは、なかなか難しいのではないかと感じた。

ところで、正当な理由なく裁判員裁判への参加を固辞される候補者がいるのか伺いたい。

(委員長)

参加を希望しない候補者は、裁判員の選任手続に出席しないことが

多い。選任手続への参加は義務ではあるが、現状、出席しない候補者に対して、制裁を科した例はない。制裁を科すことにより、さらなる出席率の低下を招いてしまうおそれがある。

(B 委員)

これまで、実際に、裁判所に来庁して、参加を固辞する候補者はいたか。

(I 委員)

私の経験上、これまで、そのような候補者はいなかった。裁判員候補者の方には「裁判員裁判に参加することに不安や悩みを抱くことは当然のことです。不安や悩みがある場合には、裁判官も皆様と同じ立場に立って考えますので、一緒に解決していきましょう。」と声をかけ、納得の上、裁判員裁判に参加していただいている。

(C 委員)

裁判員裁判へ参加することは義務であるが、この点については、これまで教育の中で語られてこなかったと思う。教育の中で、啓蒙し、意識を高めていく必要がある。

また、仕事柄、企業経営者と接する機会が多いが、一時的であつても人員が割かれることについては、未だ納得が得られていないと思う。

企業に対する広報については、ほとんど見聞きしたことがないので、重点的に広報活動を実施し、企業が気持ちよく人員を送り出せるような制度設計の実現に繋げていくべきである。

(D 委員)

裁判員制度施行10周年を契機に、裁判員の辞退率の上昇や出席率の低下などについて、盛んに報道されていたところではあるが、一方で、アンケート結果によると、実際に裁判員裁判に参加された方の多くが、良い経験になったと感想を述べている。このギャップをどのよ

うに埋めていくかが重要である。

本日、裁判員の選任手続（模擬）などを見させていただいたが、雰囲気など、やや不安を覚えた部分もあったので、解消していく必要がある。

また、辞退率の上昇についてであるが、制度が定着するにつれて、関心の低下を招いていることが一つの要因とも考えられる。企業への広報活動や模擬裁判など学生を対象とした法教育を地道に行って、関心を持続させていく必要がある。

次に、2点質問をさせていただきたい。裁判員裁判の結果が高裁で変更されることがあるが、果たして民意を裁判に反映するという裁判員裁判の導入が有益であったといえるか。また、岐阜地方裁判所において平成30年度の出席率が上昇に転じたとのことだが、どのようなことが上昇の要因だったか。

（I 委員）

裁判員裁判の導入は、次の点で有益であるといえる。

まず、これまでの供述調書中心の証拠調べから、法廷で直接証人から話を聞く証人尋問中心の証拠調べに変わり、裁判自体が分かりやすいものになったという点が挙げられる。

また、これまでは精密司法と呼ばれたように、詳細な経緯や動機について解明することも裁判の目的とされていたが、裁判員裁判導入後は、被告人が起訴状記載の公訴事実を行ったのか否か、仮に行ったとすればどれくらいの量刑が妥当なのかという点を判断するのに必要な限度で裁判を実施するようになった。すなわち、核心司法に変わり、裁判の目的が明確化した点が挙げられる。

さらに、裁判員裁判の導入後、量刑について変動した点が挙げられる。殺人事案を例にすると、一般的に、量刑は重くなっているが、同

情できるような事案については執行猶予が付くなど柔軟な判断がされていると言われている。裁判官による裁判の時代と比べると、刑が重くなる方向と軽くなる方向の両方向に量刑が分布しているが、このことは、まさに市民の感覚が量刑に反映された例と言える。

(刑事首席書記官)

岐阜地方裁判所では、呼出状を受領しなかった候補者に対して再送達したり、事前質問票への回答がなかった候補者に対して、事前質問票を再送付し、記載するよう働きかけを行ったりした。その結果が出席率の上昇につながったと理解している。

(I 委員)

裁判員に選任されることについて不安を感じる方も多いが、実際に裁判員を経験してもらおうと肯定的な感想を抱く方が多い。裁判員として参加された方の声を発信していくことが不安の解消につながると思うので、積極的な広報活動を継続していく必要がある。

(E 委員)

裁判員の選任手続においては、欠格事由や不適格事由がなくても、検察官、弁護人は呼び出された裁判員候補者のうち、数名を裁判員に選任させないことができるとのことだったが、こういった基準で不選任としているのか。また、実際によくあることなのか。

(I 委員)

基準については、まさに理由を付さずに不選任にできるので、把握できない。

実際に不選任とされることはある。裁判員6名、補充裁判員2名のケースについては、検察官及び弁護人はそれぞれ5名まで不選任とできる。事前質問票への回答内容や選任手続における質問への回答状況などを参考にして、不選任とするケースもあるのではないかと。

(E 委員)

コンピューターを使って、裁判員を抽選するとのことであるが、抽選について公開の場所で開催してほしいとの要望はないのか。

(刑事首席書記官)

当庁における近年の例では、抽選の公開についての要望はない。

(委員長)

岐阜地方裁判所では、辞退率の上昇、出席率の低下に対して、先程刑事首席書記官が説明したような対策をとっているところである。これらの対策について、改善すべきところはないか。また、他にとるべき対策はないか。委員の方に御意見を伺いたい。

(E 委員)

参加した方からは高い満足度を得られているとのことであるが、普段体験できないことを体験できたという満足感や判決を裁判員と裁判官で協力して作り上げたという達成感とその要因となっていると思う。守秘義務との関係もあると思うが、経験者が周りの方に自由に経験を語るができるように環境を整えば、辞退率や出席率の改善につながるのではないか。

(F 委員)

法廷見学の際、実際に裁判員の席に座ったが、被告人からの距離や傍聴席からの距離が近いと感じた。被告人等から威圧感を感じて、量刑等に影響を与えることはないか。

(I 委員)

個人的な経験ではあるが、これまで、被告人から威圧感を感じた、被告人が怖いなどといった感想を裁判員からいただいたことはない。

また、被告人から威圧感を感じたことが、量刑に影響をしたという経験もない。

(委員長)

殺人と聞くと、怖いというイメージが先行してしまうこともあるが、実際に裁判に立ち会ってみると、本当にこの人が殺人を犯したのかと感ずることも多い。特に、岐阜地方裁判所に係属した事件では、家庭内での殺人事件も多く、殺人犯の凶悪なイメージとズレがあることも多い。

(委員長)

先ほど、辞退率の上昇、出席率の低下の要因として、裁判員裁判に参加することに対する不安や勤務先の理解が得られていないことなどを挙げていただいた。また、対応策として、教育の中での啓蒙や企業経営者への継続的な働きかけを挙げていただいた。辞退率や出席率の改善に向けて、そのほかに方策はあるか、御意見を伺いたい。

(B 委員)

インターネットで裁判員制度について調べたところ、文字で記載されている資料を多く見かけた。そのような資料では、一般の方に見てもらふことは困難であると思われる。

一方で、漫画形式で裁判員制度について解説した資料を拝見したことがあるが、非常に分かりやすかった。そういった資料を使って、広報を行っていく必要があると思われる。

(D 委員)

制度の開始当初においては、裁判員裁判の判決後、記者クラブ主催の裁判員を対象とした記者会見が頻繁に実施されていたと記憶しているが、最近では、年に一、二回程度の実施と聞いている。辞退率や出席率を改善するには、経験者の声を発信していくことが重要であることから、岐阜独自の方法でもよいので、できる限り記者会見に参加してもらえよう方策を検討していくことが必要である。

(G 委員)

裁判員制度が施行される前は、会社や公民館などに赴き、参加される方の不安を解消できるよう広報活動を行ってきた。それから10年が経過し、制度も定着し、新たな課題に向き合う時期に入ってきたと思っていた。しかし、実際には、裁判員裁判への参加に不安を感じている方が依然として多いとのことなので、制度施行前のような草の根広報を継続していく必要があると感じた。

中学生や高校生を対象とした法教育については、いつ花が咲くかは分からないが、長期にわたって裁判員に選任される可能性の高い方々を対象としていることから、より強化していく必要がある。

また、裁判員を対象とした記者会見については、制度施行当初は毎回四、五名程度参加していた印象だが、最近ではそれほど実施されていないように思われる。裁判員の負担という問題もあるが、経験者の声を発信していくことは、辞退率等の改善に向けて重要であるため、可能な限り記者会見を実施していく必要がある。

(H 委員)

裁判員裁判に積極的に参加してもらうためには、教育的な素地がないと難しいのではないかと。すなわち、裁判員への参加は、権利ではなく義務であることを長期的な視点から教育していく必要があるのではないかと。

また、裁判員裁判への参加が、参加する個人や企業にとって負担になることは間違いはないので、そのことを前提に、参加する個人の負担や不安の解消、企業における休暇制度の整備といった課題にアプローチしていく必要がある。特に、企業における休暇制度の整備という課題については、民間による努力だけでは限界がある。確実に休暇制度が整備されるような仕組みが創設されるように、裁判所からも積極

的に声を上げていく必要がある。

(E 委員)

ニュースで映画監督が、裁判員を題材に映画を製作すると聞いたが、裁判員裁判を題材とした映画やドラマが製作されれば、参加者の増加に向けた起爆剤になると思う。

(C 委員)

裁判員裁判への参加については、公民権の行使と考えるべきか。選挙への立候補のように公民権の行使と考えられるのであれば、労基法で保護される側面もあるが、義務と考えられるのであれば労基法での保護も難しいのではないか。

(H 委員)

権利行使の側面と義務という側面、両方持ち合わせているとは思いますが、労基法にしっかりとあてはまるような立て付けにはなっていないのではないか。

(C 委員)

また、裁判員裁判への参加のために有給休暇を使用するについては、有給休暇の日数が限られていることから、労働者側で拒否することにならないか。

(委員長)

法律上、裁判員の仕事に必要な休みをとることは認められている。有給とするか無給とするかについては、各企業に委ねられている。企業の各部署において、実際に送り出せるかどうかは別問題ではあるが、多くの大企業では、特別休暇制度を整えている。

(C 委員)

特別休暇制度を整えたとしても、有給休暇までは踏み込めないのではないか。

(委員長)

大手企業においては、有給休暇としているところが多い。中小企業においては、有給休暇としていない企業もあると聞いている。

(C委員)

裁判員として参加した場合、何かしらの手当では支払われるか。

(委員長)

日当、交通費等が支払われる。

(C委員)

日当と給与の両方を受け取ることはできるのか。報酬の二重取りにならないか。

(委員長)

日当は、裁判員としての職務等を遂行することによる損失を一定限度内で弁償、補償するものなので、勤務の対価、すわなち、報酬にあらず、二重取りにあたらない。

(委員長)

本日は、様々な御経験を踏まえての貴重な御意見をいただいた。今後の参考にさせていただきたい。